技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ， 動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	22 構造 構造に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 22.101	19 異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 22.101 インタロックが必要な場合，機器は，解除キーを使用した場合だけ， インタロックを解除することができる構造でなければならない。使用者領域では，温度過昇防止装置を復帰することができてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるとき	■該当 □非該当	箇条7	7 表示及び取扱説明又は据付説明	

		は，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11 19.12 22.16 24.1.4 23.3 箇条24 25.14 箇条28	19.11　電子回路の故障 19.12　ヒューズの特性 22.16　自動巻取り機構の耐久性 24.1.4　自動調整器の耐久性 23.3　内部配線の屈曲耐久 24　部品 25.14　電源コードの折り曲げ耐久 28　ねじ及び接続	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条1 5.101 5.102	1 適用範囲 　この規格では，使用者及びメンテナンス員が遭遇する機器に起因する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。 5.101　メンテナンス領域に対するこの規格の要求事項は，メンテナンス説明（書）に従った状態で適用する。解除キーでメンテナンス領域にアクセスすることができ，解除キーを使用するときがより厳しい条 件となる場合，解除キーを用いて試験を実施する。 5.102 使用者領域では、検査プローブ B の適用を規定している場合，JIS C 0922 の検査プローブ 18 も	

				箇条6 箇条15 22.14 22.102	適用 する。(子供用試験指の適用) 6 分類 6.1　感電保護クラス 6.2　水に対する保護 15 耐湿性等 22.14　この要求事項は、メンテナンス領域のメンテナンス操作中に触れるおそれのある部分にも適用する。 22.102 メンテナンス領域用のアクセスキーだけで，サービス領域にアクセスできてはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条24 箇条30	24 部品 　部品は，合理的に適用できる限り，関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30 耐熱性及び耐火性	
第七条第1号	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	5.14 箇条8 13.3 16.3 22.5	5.14　メンテナンス領域内では，高速形で定格感度電流が15 mA 以下の漏電遮断器を機器に組み込んだ場合，回路電圧が150 V 以下の部分に限り，非接地部分は，充電部からの基礎絶縁として検査する。 8 充電部への接近に対する保護 13.3　運転中の耐電圧 16.3　漏えい電流測定後の耐電圧 22.5　コンデンサの残留電荷による感電危険の防止	

技術基準との整合確認書

第七条 第2号	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2　動作温度での漏えい電流 16.2　漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 22.104 23.101 23.102 箇条26 箇条29	11　温度上昇 14　過渡過電圧 15　耐湿性等 22.104 コインボックス，その他の支払手段のための容器は，あふれることによって，危険が生じるおそれがないように位置を定めるか，又は保護しなければならない。 23.101　内部配線の固定 23.102　メンテナンス領域の中で，可触であって，かつ，通常動作中に動かす内部配線は，25.13～25.15及び25.21 によるものでなければならない。 26　外部導体用端子 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条17 箇条19 30.2	11　温度上昇 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19　異常運転 30.2　耐着火性及び耐延焼性	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11	11　温度上昇	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に	■該当 □非該当	箇条20 20.2	20　安定性及び機械的危険 20.2　使用者領域において，運動エネルギーが４Ｊを	

		危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		22.14	超える運動部分を覆うカバーは，工具を用いてだけ取り外すことができる場合を除き，可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。 22.14 機器には，機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 22.7 22.11	21　機械的強度 22.7　通常，過圧防止安全装置は，製造業者だけが利用できる工具を用いない限り，動作不能にすること，又は高い圧力に設定することができないような構造でなければならない。 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は，確実な方法で取り付けるとともに，通常使用時に生じる機械的応力に堪えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条31	19.13　試験中，炎，溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず，かつ温度上昇は表9に規定する値を超えてはならない。 22.22　アスベスト使用の禁止 22.23　ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含んだ油の使用禁止 22.41　ランプを除き，水銀を含む部品の禁止 31　耐腐食性	

技術基準との整合確認書

				箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49-22.51 30.2.3	19.7　モータ拘束試験 　人がついていない機器は，定常状態に達するまで試験を実施する。 22.49-22.51　遠隔操作に対する規定 30.2.3　人の注意が行き届かない状態で動作する機器の耐火性試験	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.106	20.2　使用者領域において，運動エネルギーが４Ｊを超える運動部分を覆うカバーは，工具を用いてだけ取り外すことができる場合を除き，可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。 同時に通電できる加熱素子及びモータの数を制限するプログラマブル電子回路によって制御される機器の場合，加熱素子及びモータのあらゆる組合せの同時起動によって，機器が危険な状態になってはならない。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10	20.2　自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは，偶発	

				24.103	的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に取り付けるか，又は保護していなければならない。 24.103 箇条19 の規定を満たすために加熱素子を遮断し，かつ機器に組み込まれている温度過昇防止装置は，非自己復帰形とする。また，自由引外し機構を備えていなければならない。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 22.105	4　一般要求事項 　機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 22.105　子供用乗り物の座席は，床から1.5 m を超える高さまで調節できてはならない。調節可能な座席をもつ子供用乗り物は，乗客を拘束する手段を備えなければならない。乗客が落ちないように設けた柵の隙間は，全て，60～75 mm の範囲でなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 19.12 24.101 箇条25	10　入力及び電流 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12　ヒューズの特性 24.101　相互接続コードの接続装置は，危険が生じるおそれがある場合，それらが機器内のその他の接続 装置と互換性があるときは，識別しておかなければならない。	

					25　電源接続及び外部可とうコード	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11.4	19.11.4　イミュニティ試験	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当			J55014 等の別規格で規定される。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第1号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上
第二十条第3号	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上
第二十条第4号	表示（長期使用製品安全表示制	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇	□該当 ■非該当	―	同上	同上

	度による表示)	所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				